

## 平成22年第2回涌谷町議会定例会（第4日）

平成22年3月19日（金曜日）

### 議事日程（第4号）

#### 1. 開 議

##### 1. 議事日程の報告

1. 議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第 2号の上程、説明、質疑、討論、採決

##### 1. 請願・陳情

1. 委員会の閉会中の継続調査・審査について

1. 閉会について

#### 1. 閉 会

午前10時開議

出席議員（15名）

1番	杉浦謙一君	2番	久勉君
3番	大平義孝君	4番	安部元彦君
5番	伊藤雅一君	6番	門田善則君
7番	鈴木英雅君	8番	大泉治君
9番	菅原富士郎君	10番	長崎達雄君
11番	遠藤稔雄君	12番	木村正義君
13番	笹木健一君	14番	加藤紀君
15番	大橋信夫君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋莊治君	副町長	安部周治君
総務企画課長	菅原孝治君	総務企画課 統括主幹	城口貴志生君
町民税務課長	齋藤正俊君	町民税務課 統括主幹	高橋勝一君
町民医療福祉センター 総務管理課長	佐々木敏雄君	町民医療福祉センター 総務管理課統括主幹	高橋宏明君
町民医療福祉センター 健康福祉課長	安部政志君	町民医療福祉センター 健康福祉課副参事	熊坂礼子君
建設水道課長	菊地満君	建設水道課 統括主幹	澤田勝治君
産業振興課長	大友信一君	会計課長	櫻井信君
教育委員会教育長	木村達夫君	教育文化課長	久道章夫君
教育文化課 統括主幹	大川由美子君	教育文化課 統括主幹	三塚尚登君
代表監査委員	牛渡稔君	農業委員会会長	佐竹榮一君

事務局職員出席者

事務局長	佐々木忠弘	総務班長	柴村洋子
主査	荒木達也		

開議の宣告

(午後1時)

議長(大橋信夫君) 議員の皆様には午前中の幼稚園の修了式、引き続いての午後からの本会議にご出席賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

なおかつ、きのうまでの予算審議、大変ご苦労さまでした。特に遠藤委員長には、心より感謝申し上げます。

休会を解いて、ただいまより本会議を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

議事日程の報告

議長(大橋信夫君) 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりです。

議案第29号～議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(大橋信夫君) 日程に入ります。

日程第1、議案第29号 平成22年度涌谷町一般会計予算から議案第41号 平成22年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算までの13件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長から審査結果の報告を求めます。

委員長。

予算審査特別委員会委員長(遠藤稔君) それでは、予算審査特別委員会委員長報告を行います。

審査の結果報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第29号 平成22年度涌谷町一般会計予算から議案第41号 平成22年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算まで、13件を審査し、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、議事録を添えて報告いたします。以上です。

議長(大橋信夫君) ただいまの予算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(大橋信夫君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、各会計ごとの討論は既に予算審査特別委員会で行っておりますので、一括討論といたします。

討論ありますか。

賛成ですか、反対ですか。(「反対」「賛成」の声あり) 反対から、10番。

10番(長崎達雄君) では、反対討論をさせていただきます。

私は平成22年度一般会計予算に対し、反対の立場で討論いたします。

町長は来年改選期を迎えますので、本予算案は4期在任中における最後の本格的予算で思いのこもったものと思います。私としても賛意を表したいところですが、不本意であります。反対せざるを得ないのであります。

目新しいものとして、例えば未曾有の不況が続く中、徐々に家計に明るい話題として水道料の値下げ、23年3月の二小と三小の統合、算数・数学における学力向上、町独自の小学校卒業までの子ども医療費の完全無料化、私のこれまでの念願であった肺炎球菌ワクチンとヒブワクチン助成、高齢運転免許取得者教育支援など、随所に見られ、町長の英断を高く評価するものです。

しかし、私としては予算案については、どうしても納得できないものがありますので、これらについて申し上げ、議員各位のご賛同をお願いしたいと思います。

これまで質疑の過程でもいろいろと議論してきたところですが、主なものについて指摘をいたし、賛成できない理由を明らかにしたいと思います。

まず、町民バス運行業務委託についてであります。私は県北地方に本社・支店・営業所のある交通事業者を対象にしたのに、2社しか入札に参加しなかったのは、12月28日公告から年末年始の休暇を挟んで、1月12日の入札までの準備期間が短かったこと、その間に運行コースの走行や数多くの書類の作成に無理がある。さらに決定的な重大問題は、21年度に指名願をとっていなければならないことでもあります。私に入った情報では、石巻市須江のT観光が入札に参加しようと企画課に電話を入れたら、21年度の指名願をとっていないからと門前払い、その時点で申請はできないと断られたということであった。指名願の申告申請期限は1月から2月中旬という課長の答弁であった。事前に落札した地元のS交通が、指名願を申請したのが7月中旬であることを担当に確認をとっていたので、その違いを指摘したら、業者のやる気、熱意があれば別だというような答えが課長から返ってきたのには正直驚きました。

T観光も、涌谷町の町民バスをやりたいというやる気と熱意があったから電話を入れたのであります。1月から2月中旬まで申請期限があるのに、地元業者には期限を過ぎた7月に受け付け、他の業者はだめとはねつける。こんなことが法律や条例、規則を重んじる行政のやることなのか、明らかに矛盾する完全な差別行政であります。

多くの業者を参入させることによって、価格がさらに安くなるのが期待できるのが一般競争入札だと思います。今回初めて入札をするのだから、指名願については特例を設けて後から出させるべきではなかったか。このような決め方では、初めからS交通ありきの出来レースであったと言われてもおかしくないと思います。公平公正な入札とは言えないと思います。

次に、商工振興策について。当町の商工、特に商業振興策は、毎年ほとんど同じの金融政策だけあります。このほかに何かないのかと申し上げたい。これらの融資制度も、もちろん大事な振興策であることは間違いありません。この制度を続けてきて商店街がどのようにどう変わったか、年々さびれる一方で、日中でも人っこ一人通らないことも珍しくない。この現象は、商店街にとって町の金融政策が機能していないことをあらわしていると思います。

別な視点でとらえるべきで、買い物難民解消や空き店舗に出店しやすいようにするにはどうすればいいのかを考えるべきであります。データもなしに効果のある対策は立てられないのですから、まず隗より始めよということでもあります。不況の中でも売り上げを伸ばしているのは、産直施設で地産地消の代表的存在であります。

追廻の通りを曜日と時間を決めて、歩行者天国にして、野菜農家の軽トラックによる青空市を開くことなど、商工会やJAと協議をするなどできないのだろうか。産業祭や夏祭りとかに補助をしているというが、それは期間限定の単発で花火と同じ。長い期間にわたって人が集まるような、そして買い物の不便をなくす対策を打ち出さなければ、真の商業振興策と言われない。野菜の通信販売を言うようでは何をか言わんや。少子高齢化が進み、高齢化率が27%を超えています。これらのこれからのまちづくりは、高齢者重視にシフトせざるを得ないことを肝に銘じなければならない。提案しても行政に反映されないことは、検討していないことではないのか。検討したのであれば、結果の報告があってもよいのではないか。

次に、籠中と涌中の統合について申し上げます。

学校等適正規模の問題については、教育委員会は平成15年から検討を始めた。また、地域を回り説明会を開いた。議会でも、私が口火を切り、何度も一般質問で取り上げ、佐竹元議員が同調して特別委員会を立ち上げて、19年11月26日に調査報告書が発表され、だれ一人異論を唱えることなく、全議員が賛成した。議会の委員会は茨城県利根町の先進地視察を行い、協議を重ねてきた。教育委員会でも専門家による検討委員会、また町民による検討委員会で協議を続け、やっと21年11月19日、籠岳地区町民検討小委員会で24年度統合で合意した。22年1月21日、教育委員会の答申案を一部修正で可決、2月5日町民検討委員会代表が答申、2月9日教育委員会が再提出した。ここまで来るのに7年間の歳月を要した。私が町長に申し上げたいことは、議会は首長と対等な政治機関であり、議会の決定があって初めて首長に執行権が生まれること、自治体の主要な決定は議会が行っていることを忘れてはならない。自治体における政治機関の中心は、政治家集団からなる議会であります。町長はよく車の両輪と言われる。議会と町長は、あたかも車の両輪のように町的意思決定を行っていく共同責任を負っていることから、教育委員会から再提案された時点で議会との話し合いを持ち、意見を求めるべきであった。最終決定者は町長であることは重々承知していますが、独断先行した嫌いがあったと私は思います。

議会側でも統合が具体化したら、議会教育改革特別委員会の主要メンバーである議員が、みずから作成した報告書に賛成したにもかかわらず、地域におもねって反対の動きをする。籠岳地域の議員は一人は最初から反対、他は反対議員に右倣え。挙げ句の果てに、籠岳地区町民検討小委員会委員長である教育振興会長と同窓会会長である議員の連名で、小中一貫校実現に向けて統合反対の署名運動を起し、1,743人の署名簿を3月5日に町長に提出した。教育委員会や議会は、地域に小中一貫校は実現不可能と説明をしているのに将来的に統合を容認するが、その場合は通学しやすい場所に学校を新設するよう注文をつけるという、町の置かれている現状を考えない無理難題を持ち出した。学校を立てなければ永久に統合はしないと断言しているのです。教育委員会はこれまで順序を踏んで、協議をしてまとめたものを町長に提出したのであります。別の組織や団体が反対運動を起こすのならまだしも、統合をまとめた検討委員会小委員長と同窓会会長が提出した統合反対の署名簿は全く非合法なものであります。私は、このような常識を逸脱した方々の人間性を疑わざるを得ない、町長は、議会は籠岳地区の議員を除く全員が、統合に賛成であることわかっていたはずなのに、両方を天秤にかけ非合法の署名簿を選択し、一部時間をかけて取り組む必要があると凍結を表明し、次期町長にげたをはかせたことで、籠岳地区の統合は水泡に帰したことになったのであります。道理に反する不正が世に通用するようになれば、道理にかかった正義は行われなくなるという無理が通れば道理が引っ込むということになったのが、今回の町

長の決断であります。学校の設置者は町であり、町長の判断が重要です。教育の機会均等がうたわれており、学校は一定水準の学力を保障し、集団生活の基礎をつくる場所である以上、将来の児童生徒数減少が避けられず、学校の小規模化がさらに進むことを考慮すれば、統合を優先させるべきであります。ごく近いうちに複式学級の小学校ができる、また50人規模の中学校になったら果たして学校経営ができるのか懸念されます。町長には地域も大事だが、それ以上に子供の教育が大事であると、そして学校新設などできないと説得されなかったことが、ざんきにたえないのであります。統合問題は、最終的に町長の強いリーダーシップとやる気次第にかかっていることがはっきりしました。無理難題を言って反対すれば、何でもひっくり返すことができるという汚点を涌谷町の歴史に残し、何とも後味の悪い結末を迎えたのであります。以上、3点について反対理由を申し上げ、討論といたします。

議長（大橋信夫君） 1番。

1番（杉浦謙一君） それでは、賛成討論を行います。

町長の施政方針にもありましたが、平成22年度涌谷町一般会計予算59億9,982万4,000円のうち、児童福祉費、町独自の小学校入学までの子供の医療費無料化を卒業まで拡大することが盛り込まれております。これは子育て家庭の負担軽減で、生活の安定と福祉の増進を図る上で重要な施策であります。また、予防費におきましては、小児や高齢者の感染後での重症化予防のため、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン接種を新たに実施することとしております。

これまでの妊婦健診に係る助成に14回全額を支援することとあわせても、子供を産みやすい環境づくり、子育てしやすい環境づくりに行政が力を入れているのがわかります。高齢者の命を守る予防接種、町単独事業のこの肺炎球菌ワクチンの助成は、大崎市では実施を始めましたが、県内の自治体ではまだまだ少数であります。そんな中で実施を開始することは、大橋町政が住民の健康と福祉を常に視野に入れているものと思われまます。また、昨年12月議会の一般質問でも取り上げましたけれども、消費生活相談窓口の充実についても、今回いち早く消費者対策費として新規に191万9,000円の予算をつけております。消費者行政の充実強化とだれもが利用しやすい相談体制の確立を図るため、消費生活相談員を配置することとあります。これを早期に充実することを望むものであります。

最後に、住民の命を守り、医療と福祉が前進すること、各特別会計におかれましても、今後ますますよい涌谷町の事業ができますことを、大橋町政に望みまして、私の賛成討論といたします。ありがとうございました。

（拍手）

議長（大橋信夫君） 次、賛成。6番。

6番（門田善則君） それでは、平成22年度各種会計予算につきまして、私の賛成意見を申し上げます。

現在、市町村を取り巻く環境は以前厳しく、当町においても厳しい状況は他の自治体と同じであり、今後の歳入確保が重要と考えられます。

しかし、22年度の予算は、厳しい中でも町民皆さんの生活を最優先で守るため、大橋町政のリーダーとしての指導力を発揮された予算と考えます。一般会計では59億9,982万円、前年度比7.5%の増となっており、多くの事業を継続的に実行するとともに、町民ニーズにこたえるため、最大限努力されたものと思っております。

主な施策を見ますと、学校教育については韓国・米国との交流、研修事業を再開することと、涌谷第一小学校

に学童クラブ室を設置し、就労する父母にとっての子育て環境が充実されることや、スポーツ少年団の育成の観点から増額の補助金など、子育て支援がさらに充実されると考えられます。

また、児童福祉につきましては、小学校卒業までの医療費の無料化を入院まで拡大するなど、他町村では見られない施策であり、評価するものであります。

さらに商工観光面では産業振興課内に商工観光室を設置し、今後涌谷町のPRを強化することや、町と大橋町長のシンボルともいえる町花桜、宮城県内の自治体の町長として初めて受賞することしの桜功労者表彰は、桜台帳整備の上でも町民に大変評価されることと確信しております。

また、交通安全対策におきまして、交通事故抑止対策の一環として高齢者運転免許取得者教育支援など、新たな施策も取り入れ、お年寄りにも配慮された予算となり、安全・安心のまちづくりがさらに拡充されることと考えられます。

病院事業につきましては、22年度より地方公営企業法を全部適用し、経営の効率化を図ることや、町民の方々より要望が多かった常勤整形外科医の確保など、町長とセンター長の努力が実ったことは、町民、議会も大変評価するものであり、厳しい財政運営の中、新しい施策を取り入れるなど、大橋町政に敬意をあらわし、平成22年度予算執行に当たり、賛意を送り、私の賛成討論といたします。（拍手）

議長（大橋信夫君） 13番。

13番（笹木健一君） 賛成討論をします。

私は議案第29号 平成22年度涌谷町一般会計予算案について、賛成の立場で討論をいたします。

世界的な経済危機は、我が国の経済悪化を招き、国民生活にも多大な影響を及ぼしております。このような中、当町の置かれている厳しい財政事情下にあっては、住民のすべてが満足する予算を編成することは不可能であることはだれもが理解するところだと存じます。

財源が乏しいだけに行政サービスの大幅な拡大はありませんが、財政の健全運営を基本理念としながら、多様化する住民の要望にこたえ、小学校卒業まで入院も含めた医療費の無料化、学童クラブの新增設など、子育て家庭の負担軽減を図り、さらに高齢者や乳幼児に対して各種予防接種の新たな助成、加えて自治会や自主防災組織の推進と、安全・安心のまちづくりに向けて新たなきめ細かい配慮が随所にかがわれました。それらは、一般行政経費の節減にも示されており、最近の自治体行政硬直化の直接要因となる人件費など、即ち消費的経費については可能な限り節減を図り、財政運営の基本原則に基づいて、常に健全性の確保に努めてきたことがこの予算に反映されたものであり、今年よりも来年へと一步一步前進の気配を感じるものでございました。

また、基幹産業の基盤整備につきましては、有利な国庫補助事業を見逃すことなく活用し、重要な事業の継続をしっかりと講じつつ、新たに桜台帳整備事業や商工観光室の設置など、なお将来に向けて誤りのない体系を確立しようとするものであり、まさしくこれは必要なことであると考えます。

対症療法に追われてばかりでは、それこそ猫の目農政になりましようし、森に入って山を見ない結果にもなりますので、今後とも拙速を廃して慎重に対処されんことを望むものであります。

住民の皆さんから調達したお金を、仕事を通じてむだなく有効に、いかに還元サービスを提供するかを第一に考え、最小の経費で最大の効果を上げることにお一層の努力を重ねるよう望むものであります。

私は行政がすぐれているか否かは、この予算に左右されると考えますとき、歳入歳出とも総額59億9,982万

4,000円で、前年度と比較しても7.5%の伸び、しかも基金に手をつけずの予算編成となりましたことは、涌谷町の将来発展と住民福祉の向上に有効適切な予算であることを確信いたし、私は本予算に賛成するものであります。以上でございます。ありがとうございました。

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号 平成22年度涌谷町一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（大橋信夫君） 挙手多数であります。

よって、議案第29号 平成22年度涌谷町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に議案第30号 平成22年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第30号 平成22年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に議案第31号 平成22年度涌谷町老人保健特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第31号 平成22年度涌谷町老人保健特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に議案第32号 平成22年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第32号 平成22年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に議案第33号 平成22年度涌谷町宅地造成事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第33号 平成22年度涌谷町宅地造成事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に議案第34号 平成22年度涌谷町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号 平成22年度涌谷町公共下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。



次に議案第35号 平成22年度涌谷町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号 平成22年度涌谷町農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に議案第36号 平成22年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号 平成22年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に議案第37号 平成22年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号 平成22年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に議案第38号 平成22年度涌谷町水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号 平成22年度涌谷町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に議案第39号 平成22年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号 平成22年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に議案第40号 平成22年度涌谷町老人保健施設事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号 平成22年度涌谷町老人保健施設事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に議案第41号 平成22年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号 平成22年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算は原案のとおり可決されました。

議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第2、議案第42号 涌谷町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大橋荘治君） それでは、議案第42号の提案の理由を申し上げます。

本案は、行政改革の計画項目の一つでありまして、集中改革プランの推進により、現職員数と条例定数との隔たりが生じ、またこれまで町長の事務部局に含まれておりました国保病院及び老人保健施設に勤務する職員は、4月1日から病院事業の企業職員として規定する必要がありますことから、所要の改正をいたそうとするものでございます。

改正後の条例定数は全体で361人から336人とし、25人を減ずるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

総務企画課長（菅原孝治君） 議案書の1ページ、議案第42号についてご説明申し上げます。

改正の主な趣旨につきましては、ただいま町長から説明したとおりでございます。

まず、改正の内容についてご説明申し上げます。新旧対照表、条例の新旧対照表あると思いますが、1ページをお開き願います。

第2条の職員定数でございます。ここに記載しておりますとおり、議会事務局から町長部局、そして選挙管理委員会、監査委員会、監査委員の事務局、そして教育委員会の事務局、そして農業委員会、そして水道事業の企業の企業職員ということで、現行がそれぞれ数字が示されております。このまま現行の（2）の町長の事務部局の職員275人の中には、2項にあります国保病院と老健施設等の職員の数も含まれた数で275人となっておったわけでございますけれども、実際には2項にありますように病院関係の職員については130人ということで、定数化されておりました。今回の改正につきましては、これは右の改正案でございますけれども、それぞれ4人、130人、3人、2人、そして58人、5人、そして7人、病院企業の企業職員については137人と改正するものでございます。

現在、平成22年の4月1日、ことしの4月1日、職員の現行の配置人数につきましては、議会事務局が3人、町長部局が125人、選挙管理委員会3人ですが、これは総務企画課職員が併任しております。

監査委員事務局につきましても2人ですが、これも議会事務局職員が併任しております。

農業委員会事務局につきましては3人ですが、産業振興課職員が併任しております。また、教育委員会事務局職員につきましては、現在50人。水道企業職員は7人。病院事業関係職員につきましては129人の総数で314人になってございます。

現在の定数総体で、現行の条例定数は361人でございますけれども、改正の条例定数は全体としては336人とい

うことで、25人を減員するものでございます。この関係につきましては、ただいま町長からも申し上げましたように平成17年から行政改革の一環として定数管理の適正化という計画項目がございますが、現実には退職者不補充という形で国の集中改革プランに基づいた5.7%の指導がございまして、それに向かって減員をこれまで続けてきたわけでございますが、今回改めて病院事業が全適になるということで、企業職員ということで分けなければならないという状況になりましたので、これまでの現員数、そして現状の事務量とか今後の国とかの権限移譲、また企業会計、特に病院会計につきましては全適になりまして、それぞれいろいろな形で運営上柔軟に対応する場合が想定されますことから、総合的に考え合わせまして、今回このような定数の改正を行おうとするものでございます。終わります。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号 涌谷町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号 涌谷町職員定数条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

#### 議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第3、議案第43号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大橋荘治君） 議案第43号の提案の理由を申し上げます。

本案は1月の臨時議会においてお認めをいただきました病院事業の設置等に関する条例中、病院事業管理者につきましては今議会でご報告をしましたとおり、管理者青沼センター長を任命する予定といたしておりますことから、管理者の名称をセンター長に変更し、病院事業に関連する条例の整備をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 総務管理課統括主幹。

総務管理課統括主幹（高橋宏明君） それでは議案書1ページ、涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する

条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例の説明に入ります前に、議案第43号資料をごらんいただきたいと思います。A4の1枚ものでお配りした組織図でございます。

4月1日以降、涌谷町病院事業につきまして、公営企業法の全部を適用した後の、涌谷町行政組織の機構図でございます。

町長以下、現行の副町長のもとに総務企画課から建設水道課がありまして、それとは別個に会計管理者を置いて会計課、それと同様に設置者の涌谷町長のもとに病院事業管理者である町民医療福祉センター長を置いて、町民医療福祉センターにおいて、その事務を執行するというところでございます。

現行の組織図につきましては、町民医療福祉センター長の部分がない状態、それで副町長の下健康福祉課のところから町民医療福祉センターが来ているという図が4月1日以降お示しした図のようになるというところでございます。

それから、右側の町民医療福祉センターの内部の組織図になります。それで、町民医療福祉センターには現在、健康福祉課ということがございまして、4月1日の全部適用後も健康福祉課の部分につきましては、副町長の下行政組織の一部ということでございますが、そのうちの居宅介護支援、地域福祉、健康推進の事務の一部については、町民医療福祉センター長に事務委任をするという形になるものでございます。

それでは、条例の新旧対照表2ページをごらんいただきたいと思います。

今回改正する第1条でございます。ただいま組織図の方でご説明いたしました、ただいま町長の提案理由にございましたように、今回公営企業法の全部を適用させ、その事業の管理者を置くということで、1月の臨時会の方で医療、保健、福祉管理者という名称で置こうとしておったところでございますが、現センター長が管理者に就任する予定ということで、今まで親しまれております町民医療福祉センター長という名称を管理者の名称に置き、また課設置条例の方から町民医療福祉センターという部分がなくなりますことから、組織としての町民医療福祉センターを明確化するため、この設置条例の中に町民医療福祉センターを置いたものでございます。

それから第2条でございますが、涌谷町議会委員会条例の中で、教育厚生常任委員会の所管事務、町民医療福祉センターということの部分行政組織にあり健康福祉課の所掌事務、及び国民健康保険病院事業ということにつきましては、先ほどの国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の中で、国民健康保険病院事業ということ病院事業、老健事業、訪問看護ステーション事業と三つの事業を規定しておりますことから、所掌事務の中に国民健康保険病院事業を置いたものでございます。

それから次のページ、4ページでございます。

涌谷町課設置条例につきましては、ただいま組織図の方で申し上げましたとおり、現行町民医療福祉センターとなっておりますところを、健康福祉課に置きかえたものでございます。

それから、次の5ページ、6ページにつきましては、情報公開条例及び個人情報保護条例の実施機関に公営企業管理者を新たに付け加えたものでございます。

それから次の7ページ、涌谷町健康と福祉の丘使用料及び手数料条例で、町長の後に手数料の徴収者ということで、町民医療福祉センター長を加えたものでございます。以上でございます。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

#### 議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第4、議案第44号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大橋荘治君） それでは、議案第44号の提案の理由を申し上げます。

本案は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、平成21年11月30日に交付され、同法の中で一部改正が行われました地方公務員法も平成22年4月1日から施行されることに伴いまして、本条例におきましても改正する必要がありますので、追加提案をお願いし、所要の改正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

総務企画課長（菅原孝治君） それでは、議案第44号についてご説明を申し上げます。

新旧対照表の8ページをお開きいただきたいと思います。

一般職員の給与に関する法律等の一部改正ということの関連でございますけれども、第2条の2項、現行では休日の代休日という項目しか入っておりませんが、今度時間外勤務、代休時間もこれに含めるという形で、これが追加されたものでございます。

3項は、年次有給休暇の表題を3項に移したということでございますので、現実的には時間外勤務、代休時間という項目を入れたということでございます。終わります。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時32分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

議長（大橋信夫君） 再開します。

議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第5、議案第45号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大橋荘治君） それでは、議案第45号の提案の理由を申し上げます。

本案は、新年度予算の審議の際にご説明いたしておりました消費生活相談員の報酬額を、別表に新たに加えるものでございまして、先ほど賛成討論をいただきました方に対しても、今後は永久的にこの存在を町長は認めるわけでございますので、詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくご審議を願います。

議長（大橋信夫君） 町民税務課統括主幹。

町民税務課統括主幹（高橋勝一君） それでは、議案第45号についてご説明申し上げます。

新旧対照表の9ページをお開き願います。

新旧対照表の改正案のとおり、新たに消費生活相談員の報酬を月額5万3,000円と定めて、表の一番最後に1

項を加える改正をお願いするものでございます。すみません、失礼しました、5万3,200円と定めて新たに1項を加えるものでございます。

施行日につきましては、平成22年4月1日といたそうとするものでございます。終わります。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第6、議案第46号 平成21年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大橋荘治君） 議案第46号の提案の理由を申し上げます。

先に10番議員から引導を渡されておりますけれども、私は本案につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ987万7,000円を追加し、総額を67億848万2,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、繰越明許費において、学校情報通信技術環境整備事業を追加し、さらに庁舎修繕及び改修等事業と道路維持補修事業のそれぞれの増額をお願い申し上げます。

また、歳出予算においては、プレハブ新設等工事費を増額し、庁舎修繕及び改修等事業として繰り越しますが、その財源として追加で交付されることになりました地域活性化・きめ細かな臨時交付金の増額と、予備費の減額をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大橋信夫君） 総務企画課統括主幹。

総務企画課統括主幹（城口貴志生君） それでは、補正予算書3ページをお開きください。

議長（大橋信夫君） 教育文化課長。

教育文化課長（久道章夫君） 第2表繰越明許費補正でございます。

1 繰越明許費の追加。教育費、教育総務費、学校情報通信技術環境整備事業280万円でございます。昨年6月の議会におきまして、経済危機対策の安全安心な学校づくり交付金事業で、町内の幼稚園、小中学校、それから公民館の方にデジタルテレビを入れると、またそれに対応するアンテナを設置するという、そういった内容で補正しておりましたけれども、アンテナ工事につきまして、資材調達が間に合わないという連絡が業者の方からあったもので、この繰越明許をお願いするものでございます。

なお、延期後の工期につきましては、4月20日までということになっております。以上です。

議長（大橋信夫君） 総務企画課統括主幹。

総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 続きまして繰越明許費の変更でございます。

2 総務費、庁舎修繕及び改修等事業につきまして、3,020万円を4,520万円に増額いたすものでございます。

これにつきましては、前回3月補正予算第7号でお願いしたものの補正でございますが、詳細につきましては歳出予算でご説明いたします。終わります。

議長（大橋信夫君） 菊地建設水道課長。

建設水道課長（菊地 満君） 8款土木費2項道路橋りょう費、道路維持補修事業費で、補正前5,137万円を補正後で5,905万8,000円にしようとするものでございます。

これにつきましては、さきの補正で繰越明許費の中で、道路補修事業で既に発注しております契約額を含めまして5,137万円の繰り越しをお認めいただいているわけでございますけれども、執行残額につきましても交付金対象事業であるため、今回追加で繰越明許費の変更をお願いするものでございます。以上です。

議長（大橋信夫君） 総務企画課統括主幹。

総務企画課統括主幹（城口貴志生君） 6ページ、7ページお開きください。

歳入です。国庫支出金、総務費補助金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金987万7,000円の増額でございます。これにつきましても補正第7号で計上いたしておりますが、これ実施計画提出の後に、追加で内示を受け、追加後の合算した額で交付決定を受けたものでございまして、交付申請した事業に充当する財源として今回増額するものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。

財産管理の中の庁舎管理経費、プレハブ新設工事等1,500万円の増額です。補正第7号と合わせまして、プレハブ新設工事等といたしまして工事請負費、これを合わせまして4,000万円となるものでございます。それで、全額明許繰り越しいたそうとするものでございます。

それでは、概要につきまして、資料の方で説明したいと思います。この平面図がございまして、旧水道課跡地に新築するプレハブ庁舎の概要でございます。現時点で町として考えているものでございます。

まず、左下の1階の平面図ですが、ここには建設水道課全体が入れるように計画しております。字がちょっと小さいのですが、建設班、下水道班、上水道班、都市計画班、総務管理班とそれぞれ計画しております。

また、水道資材庫や書庫を設けてございます。



次に2階の平面図をごらんください。

2階には会議室のほか、書庫等を配置してございます。

建築面積につきましては、1階2階合わせまして397.5平米、120坪でございます。

なお、発注の方法は、指名委員会で決定していただくということになりますけれども、現時点では設計と施工の一括発注方式というのを予定しております。これは業者の方から設計及び施工の提案をしていただきまして、その中から総合評価で決定する手順で考えてございます。

工期につきましては、平成22年度のできるだけ早い時期というふうに考えております。

この平面図の説明はこれで終わります。

予算書にお戻りください。

14款予備費でございます。512万3,000円の減ということで、プレハブ新設工事等の財源として減額をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号 平成21年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号 平成21年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）については原案のとおり可決されました。

#### 議発第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（大橋信夫君） 日程第7、議発第2号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。

議会事務局総務班長（柴村洋子君） 朗読いたします。

議発第2号

保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出について

標記について、別紙のとおり提出する。

平成22年3月19日

提出者 涌谷町議会議員 菅原 富士郎  
賛成者 同 笹木 健一  
賛成者 同 遠藤 稔雄

涌谷町議会 議長 大橋 信夫 殿

(別紙)

保険でよい歯科医療の実現を求める意見書(案)

歯や口腔を健康な状態に保ち、咀嚼や口腔機能を維持・回復することは、全身の健康増進や療養・介護のQOL(生活の質)を向上させ、国民医療費節減にも役立っていることが「8020運動」によって実証されている。

また、多くの国民は歯科医療について、保険の効く範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいる。しかし、現実の歯科医療では、歯科診療報酬が抑制されているため、このような国民の要望に反して保険給付範囲が年々縮小されている。

2008年4月改定では、歯科分野の基礎的技術評価が引き上げられたとはいえ、わずかな財源で十分な評価とはなっていないうえ、安価な報酬で患者を長期に継続管理していくことを歯科医療機関に求めるものとなっている。

また、歯科医師だけでなく歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きているなど、将来の歯科医療確保さえ危ぶまれる状態に陥っている。

このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障を来すだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねない。

以上の点から、歯科医療従事者が歯周病の治療・管理が十分にできるとともに、良く噛める入れ歯が提供できるなど、保険でより良い歯科医療が行えるよう、また患者が安心して歯科受診できるよう次の事項の実現を強く求める。

記

- 1、窓口負担を軽減すること。
- 2、良質な歯科医療ができるよう診療報酬を改善すること。
- 3、安全で普及している歯科技術の保険適用を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

宮城県涌谷町議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

朗読終わります。

議長(大橋信夫君) ただいまの朗読で意見書の内容が理解できたものと判断いたしまして、提出者の説明を省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

これより提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議発第2号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出については提出することに決しました。

#### 請願・陳情

議長（大橋信夫君） 日程第8、請願・陳情。

今期定例会において、本日まで受理した請願・陳情はお手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。

お諮りいたします。

平成22年陳情第1号 保険でよい歯科医療の実現を求める請願書については、会議規則第85条第2項の規定により、委員会付託を省略して、即決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号については即決することに決しました。

お諮りいたします。

この件につきましては、先ほど議発第2号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出が可決され、既に願意が満たされておりますので、みなし採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号 保険でよい歯科医療の実現を求める請願書についてはみなし採択と決しました。

平成22年陳情第2号、陳情第3号は配付といたしましたので、ご了承願います。

#### 委員会の閉会中の継続調査・審査について

議長（大橋信夫君） 日程第13、委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から、委員会において調査・審査中の事件につき、会議規則第70条の規定により、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに決しました。

#### 閉会の宣告

議長（大橋信夫君） 以上をもって今期第2回涌谷町議会定例会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。

これをもって閉会いたします。

閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

今議会、21年度各種補正、それから22年度一般会計59億9,982万4,000円を初めとする8特別会計、おおむね103億、それから3企業会計については、議員諸君の頭脳明晰なる審査、町長を初めとする参与の皆様の丁寧なる答弁、説明をいただき、全議案を可決決定させていただきました。大変ありがとうございます。

この議会の運営に大変ご尽力いただきました皆様方に御礼を申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後2時50分